

議案第58号

みよし市営住宅管理条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和4年9月8日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、みよし市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の創設に伴い、市営住宅の入居資格を改めるため必要があるからである。

みよし市営住宅管理条例の一部を改正する条例

みよし市営住宅管理条例（昭和37年三好町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第2号を次のように改める。

(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（次に掲げる者を含む。以下同じ。）があること。

ア 婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者

イ 婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として宣誓したことを市長が認めた者（当該宣誓においてその者の近親者であると市長が認めた者を含む。）

附 則

この条例は、令和4年10月1日から施行する。

みよし市営住宅管理条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 市営住宅に入居することができる者は、次に掲げる条件（高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者（次条第2項において「高齢者等」という。）にあつては第1号及び第3号から第6号まで、被災市街地復興特別措置法（平成7年法律第14号）第21条又は福島復興再生特別措置法（平成24年法律第25号）第40条の規定により法第23条各号に掲げる条件を具備する者とみなされる者にあつては第4号及び第5号）を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（次に掲げる者を含む。以下同じ。）があること。</u></p> <p>ア <u>婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者</u></p> <p>イ <u>婚姻関係と異ならない程度の実質を備える社会生活を営む関係として宣誓したことを市長が認めた者（当該宣誓においてその者の近親者であると市長が認めた者を含む。）</u></p> <p>(3)以下 略</p> <p>2以下 略</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 同左</p> <p>(1) 略</p> <p><u>(2) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他の婚姻の予約者を含む。）があること。</u></p> <p>(3)以下 略</p> <p>2以下 略</p>